

議案第94号

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年11月30日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定したいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。